

平成29年第2回定例会

## 陳情文書表

平成29年陳情第2号

「運転開始から40年を超える東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める」意見書提出を求める陳情

## 陳 情 文 書 表

陳 情 名	「運転開始から40年を超える東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める」意見書提出を求める陳情
受 理 番 号	平成29年陳情第2号
受 理 年 月 日	平成29年5月29日
陳 情 者 の 住 所 ・ 氏 名	龍ヶ崎市佐貫4丁目10番地5 生活クラブ生協 県南ブロック代表理事 千秋 弘子 外371名
付 託 委 員 会	環境生活委員会
<p><b>【陳情趣旨】</b> 東海第二原発は、東日本大震災により損傷した以降、停止したままです。この原発を所管する日本原子力発電株式会社（以下日本原電）は、2014年5月20日、再稼働にむけて適合性審査の申請を提出し、現在審査中です。 国の原子力規制委員会は、原発の寿命を原則40年と定めています。東海第二原発の場合、1978年11月28日の営業運転開始から起算し2018年11月をもって40年となり、ここで運転をやめなければなりません。しかし、特別点検を実施すれば、一度だけ20年の運転期間延長、つまり通算60年の運転が認められる例外規定があります。日本原電が原子力規制委員会に対して、運転期間延長認可制度へ申請するのに必要な時期は、2017年8月28日（～2017年11月28日までの3か月間）に迫っています。 私たちは、老朽化している上に被災した東海第二原発をこれ以上運転させようとする「20年延長申請」に強く反対するものです。 このような状況を踏まえ、以下の2項目を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、国及び茨城県へ提出するよう陳情します。</p> <p><b>【陳情事項】</b> 1. 運転開始から40年を超える東海第二原発の運転期間延長を行わないこと。 2. 東海第二原発を廃止後は、国、茨城県が責任を持って地域経済を支援すること。</p>	